

市長記者会見

期 日 令和2年4月24日（金）

時 間 午前10時～

場 所 対策室

発表内容

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急対策について（経済部）

※ ふるまち庁舎のオープンについて（総務課庁舎再編担当）

※ 春の大型連休期間中の救急医療相談窓口等について（地域医療推進課）

令和 2 年 4 月 2 4 日
経済部産業政策課
経済部雇用政策課
財務部財務課

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策について ～令和 2 年度一般会計補正予算 4 月 2 4 日付専決処分～

・新潟市感染拡大防止に向けた営業時間 短縮協力金 400,000 千円

県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じる対象施設のうち、営業時間の短縮に協力した市内の飲食店等を対象に、一事業者当たり 10 万円を支給するもの（複数店舗の事業者に対しては 20 万円）

・新潟市テナント等家賃減額協力金 200,000 千円

県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じる対象施設のうち、休業等に協力する市内店舗等の家賃を減額する貸主に対し、減額した家賃の 3 分の 2 について 20 万円を限度に支給するもの

・雇用調整助成金利用促進事業 400,000 千円

中小企業を対象に雇用の完全維持を条件として国が助成する雇用調整助成金 9 / 10 の残り 1 / 10 を補助するもの（上限 200 万円）

また、当該助成金の申請手続を社会保険労務士に依頼した場合の費用を補助するもの

・予備費の増額 200,000 千円

計 1,200,000 千円
(財源：財政調整基金同額取崩)

問い合わせ先

経済部産業政策課 電話 025-226-1610

経済部雇用政策課 電話 025-226-1650

財務部財務課 電話 025-226-2185

新潟市感染拡大防止に向けた 営業時間短縮協力金事業

1. 概要

新潟県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じる対象施設のうち、営業時間の短縮（休業を含む）に協力する飲食店等を対象に、協力金を支給します。

2. 内容

(1)対象者

中小企業および個人事業主であって、新潟県における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」に記載された食事提供施設※のうち、県の協力要請に応じて新潟市内の店舗の営業時間短縮（休業を含む）を行っている事業者（宅配・テイクアウトサービス事業者を除く）。

※対象となる施設の例

食堂、レストラン、専門料理店、ラーメン店、そば・うどん店、すし店、
酒場（居酒屋など）、喫茶店、その他の飲食店（遊興施設を除く）

(2)支給額

1事業所あたり 10万円

（新潟市内の複数の店舗で営業時間の短縮（休業を含む）をしている事業者 20万円）

3. スケジュール

詳細公表 5月上旬 ※決まり次第市のホームページに掲載します

申請受付開始 5月上～中旬

支給開始 5月中～下旬（申請受付から概ね1週間程度）

4. お問い合わせ

市役所コールセンター TEL:025 - 243 - 4894（4月27日から受付）

担当：経済部産業政策課 電話：025-226-1610

新潟市テナント等家賃減額協力金事業

1. 概要

新潟県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じる対象施設のうち、休業等に協力する市内店舗等の家賃の減額にご協力いただく不動産オーナーに対して、協力金を支給します。

2. 内容

(1)対象者 対象となるテナント等の家賃を減額・免除した貸主(不動産オーナー)

(2)対象となるテナント等

次のいずれかに該当すること

- ① 新潟県における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」を受け、休業要請に応じた、中小企業・小規模事業者が経営する市内の事業所
- ② 新潟県における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」を受け、営業時間の短縮要請(休業を含む)に応じた、中小企業・小規模事業者が経営する居酒屋を含めた市内の飲食店等

(3)支給額

令和2年2月から5月までの間に、契約書により確認できるテナント等の家賃を減額した金額の3分の2相当額(貸主1人当たり上限額20万円)

※2月に遡って減額した場合も対象となります。

3. スケジュール

詳細公表 5月上旬 ※決まり次第市のホームページに掲載します

申請受付開始 5月上～中旬

支給開始 5月中～下旬(申請受付から概ね1週間程度)

4. お問い合わせ

市役所コールセンター TEL:025 - 243 - 4894 (4月27日から受付)

担当:経済部産業政策課 電話:025-226-1610

雇用調整助成金利用促進事業

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の「雇用調整助成金」に市独自の上乘せ助成を行うとともに、国への申請の際に社会保険労務士を活用した場合の手数料の一部を補助します。

【補助金の種類】

① 雇用調整助成金利用促進事業 **Aタイプ**

⇒雇用調整助成金が「**助成率 9/10**」となる中小企業へ、
国の助成額の1/9を助成するもの

② 雇用調整助成金利用促進事業 **Bタイプ**

⇒雇用調整助成金申請を社会保険労務士に依頼した際に、
必要な手数料の一部を補助するもの

【補助内容】

	雇用調整助成金利用促進事業 Aタイプ	雇用調整助成金利用促進事業 Bタイプ
対象となる事業所の主な条件	・市内に主たる事業所がある中小企業 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、緊急対応期間の雇用調整助成金の交付決定を受け、かつ雇用調整助成金の助成率9/10の事業所であること	・市内に主たる事業所がある中小企業 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により雇用調整助成金の交付決定を受けていること
対象経費	休業手当と雇用調整助成金の差額	雇用調整助成金の申請（計画届含む）に要する社労士への手数料
補助額	・国の助成額の1/9 ・1事業所あたり上限200万円	・対象経費の10/10 ・1事業所あたり上限10万円（1回限り）

＜Aタイプ・Bタイプ両方の利用が可能です＞

必要な書類及び申請手続きの方法等の詳細は、近日中に新潟市ホームページでお知らせします

【申請受付開始】令和2年5月7日(木)～

※国の「雇用調整助成金」の交付決定後に申請可能となります。

【問い合わせ】市役所コールセンター TEL:025-243-4894(4月27日から)

担当:経済部雇用政策課新潟暮らし推進室 TEL:025-226-2149

令和 2 年 4 月 2 4 日

政策企画部政策調整課

新型コロナウイルス感染症対策等に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症が急激な勢いで世界に蔓延する中、本市においては、市民、医療機関など関係する皆様と感染拡大の防止に全力で取り組むとともに、市民の皆様にイベントの自粛など、生活に直接影響する事態に柔軟に対応していただいています。

現段階においては感染が最小限に抑えられているものと考えていますが、更なる感染の拡大を防ぐため、より一層高い危機感を持ちながら感染症対策に取り組んでおります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は地域経済に極めて深刻な影響を与えています。飲食業、宿泊業や小売業といった業種をはじめ、サプライチェーンによって世界とつながった多くの中小企業・小規模事業者など、様々な分野、業種に及んでおり、本市においても、市内経済への影響を把握するため、緊急景況調査を実施しました。

調査の結果、企業活動に既にマイナスの影響がある、または今後マイナスの影響が見込まれる企業が 9 割を超えるなど、多くの業種において事業継続や雇用維持に大きな不安を抱えており、対策の拡充・強化が喫緊の課題になっています。

国の緊急経済対策として、自治体に配る臨時交付金については、「休業した事業者」に各自治体が支給する「協力金」などの財源に充てられるとしておりますが、財政力の差により各自治体が行う感染症対策及び市民生活、地域経済の維持に向けた対策に差が生じることは望ましくないと考えます。

感染拡大の防止と、市民生活、地域経済の維持に向け、地域の実情に応じて必要となる独自の施策を機動的に実施できるよう、国において柔軟な制度設計を行うとともに、万全な財政措置を講ずることを要望します。

記

自治体の財政状況により感染症対策や市民生活、地域経済の維持に向けた対策に差が生じないように、新型コロナ対策で創設される臨時交付金を含め、必要な対策について柔軟な制度設計を行うとともに、十分な財源を確保することにより、各自治体の対応策を支援すること。

令和 2 年 4 月 22 日

新潟市長 中原八一

問い合わせ先

政策企画部政策調整課 電話 025-226-2055

令和2年4月24日
総務部総務課

本庁部署の一部のふるまち庁舎への移転について

- 移転日 令和2年5月7日（木）
- 移転先 古町ルフル 3～6階（中央区西堀通7番町1010番地）
- 移転部署等 別紙「令和2年5月7日(木)本庁部署の一部がふるまち庁舎へ移転します」参照

問い合わせ先

総務部総務課庁舎再編担当 電話 025-226-2432 担当 樋口



令和2年5月7日（木）

本庁部署の一部が ふるまち庁舎へ移転します



古町ルフルの3～6階へ新潟市役所の下記部署が移転します。

◆ふるまち庁舎へ移転する部署◆

階数	移転する部	移転する課
6階	建築部	住環境政策課、建築行政課、公共建築第1課、公共建築第2課
5階	文化スポーツ部	文化政策課、文化創造推進課、歴史文化課、スポーツ振興課
	観光・国際交流部	観光政策課、国際観光課、広域観光課、国際課
	経済部	産業政策課、成長産業支援課、商業振興課、企業誘致課、雇用政策課
	都市政策部	都市計画課、まちづくり推進課、都市交通政策課、港湾空港課、技術管理課、工事検査課
4階	農林水産部	農林政策課、農村整備・水産課、食と花の推進課
	教育委員会	教育総務課、学務課、施設課、保健給食課、地域教育推進課、学校人事課、教育職員課、学校支援課
3階	財務部（税関係）	税制課、資産評価課、債権管理課、市民税課、資産税課、納税課

◆ふるまち庁舎住所 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3～6階

◆アクセス

●バスでお越しの方

「古町」下車 徒歩1分

●車でお越しの方

市営西堀地下駐車場

（112台、うち「おもいやり駐車場」4台）

※ふるまち庁舎利用の方は1時間無料

※できるだけ公共交通機関をご利用ください。

●自転車でお越しの方

古町ルフル1階駐輪場（約100台）

西堀通自転車駐車場（約700台）

西堀通6番町自転車等駐車場（約80台、原付可）



<庁舎移転に関する問い合わせ先> 新潟市総務部総務課 庁舎再編担当（電話：025-226-2432）

春の大型連休期間中 救急医療相談窓口等について

■救急医療

次の施設で行います。受け付けは診療終了時間の30分前までです。

新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクを着用し受診してください。

施設	診療科	4/29(祝)	5/2(土)	3(祝)	4(祝)	5(祝)	6(振休)
急患診療センター (中央区紫竹山 3-3-11 総合保健医療センター内) ☎025-246-1199	内科・小児科	7:00~ 翌日 7:00	14:00~ 翌日 7:00	7:00~翌日 7:00			
	整形外科	9:00~ 22:00	22:00~ 翌日 9:00	9:00~22:00			
	外科	—	15:00~ 22:00	—			
	産婦人科・脳外科・眼科・耳鼻咽喉科	9:00~ 18:00	—	9:00~18:00			
口腔保健福祉センター(同上) ☎025-212-8020	歯科	—	—	10:00~17:00			
西蒲原地区休日 夜間急患センター (西蒲区巻甲 4363) ☎0256-72-5499	内科・小児科	9:00~17:00、 19:00~22:00	19:00~ 22:00	9:00~17:00、19:00~22:00			
	歯科	9:00~ 17:00	—	9:00~17:00			

■救急医療 電話相談

急病時の対処方法の相談に看護師などが応じます。

相談時間 5/2(土)~6(休)は24時間対応(大型連休期間外の受付時間は19:00~翌日 8:00)

15歳以上の相談	#7119 または ☎025-284-7119
14歳以下の相談	#8000 または ☎025-288-2525

■精神医療 電話相談

緊急の精神科受診・治療に関する案内や助言を行います。

精神医療相談窓口	24時間対応 ☎0258-24-1510
----------	----------------------

■新型コロナウイルス感染症 相談窓口

不安や疑問、一般的な相談	厚生労働省電話相談室☎0120-565653(9時~21時。土・日曜、祝日も受け付け) 聴覚に障がいのある人はFAX03-3595-2756
こんな症状がある人は	<ul style="list-style-type: none"> ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている ・強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がある ※高齢者や基礎疾患などがある人は、上の状態が2日以上続く場合 帰国者・接触者相談センター☎025-212-8194(9時~17時。土・日曜、祝日も受け付け) 聴覚に障がいのある人はFAX025-246-5672